協調會 第　号

希望に輝けるの曉の鐘殷々たり

汎勞會

汎勞會宣言

親愛なる勞働者諸君

世界は只今過渡の道程にあります、歐米の各國は勿論何れの國も經濟社會のあらゆる方面に亙りまして、舊來の組織を蟬脫し革を遂けようと努力されつゝあるのは日々の新聞を通じて天下何人も知るものはありますまい

それは舊時代の遺物である處の不公平で、壓制的の組織から解放して眞の自由、正しき平等美しき博愛を本とせる立派な世の中造ひ改めやうといふ運動中であります

諸君の知る通り只今迄我日本に於ては長い年月封建制度の爲めに一般人格觀念が無視せられ明治維新は四民平等と唱ひながら一方に華族從人貴族なぞが四民の上に特別の待遇を受け人格に上下の別を附け勞働階級の如きは劣弱のものと侮られ虐待されてきたのは甚だ謂れなき事であります

然るに最近五年に亙る大戰の結果勞働者は一國存亡の重大使命を擔ふて多くの犧牲を拂ふて奮鬪した結果は其勞力と其地位の貴きを自覺し始め自己の正當なる社會的地位の確立を協力一致して主張するに至つたのは何人も拒否するを許さぬ絶對無限の力强き權利でありました

何れの國でも勞働者は殆ど其大部分をしめて居ります其多數の人々が團結した時に其勞力は偉大なものであります小數横暴な資本家や舊來の惰力を恃んで僅に命脈を繋ぎ勞働者を壓迫する人々の運命こそ實に哀れなるものであります今日の情勢から見て我々は一刻も猶躊躇遑巡を許しませぬ現に過般の勞働會議には日本の勞働者が幼稚であると云つて印度や支那と一緒に特種國の仲間入りを宣告され勞働時間延長の不利益を經驗したのは御互に恥辱ではありませぬか

我々同志は目下急迫せる時代の要求によつて茲に汎勞會を組織し普く各勞働階級を糾合して汎勞的大旆の下に我々の權利益を擁護しなければならぬ我々は長い年月其人格を蹂躪せられて鬱屈してのびる機會を待たが今や諸君と共に暗雲を排して光明ある方向に進むの時節が到來しました勝利の榮光は偏に諸君の神聖なる團結の力にあります

大正九年一月

汎勞會發起人一同

顧問法學博士　今井嘉幸

綱領

一、普通選擧之急施
二、治安警察法第十七條撤廢
三、物價公定
四、最低勞働公定

目的

一、團結權の確立
二、法律上の權利の擴張
三、最低賃金の公定
四、最低賃金の公定
五、最低賃金の公定
六、最低賃金の公定
七、最低賃金の公定
八、最低賃金の公定
九、最低賃金の公定
十、最低賃金の公定
十一、最低賃金の公定
十二、最低賃金の公定
十三、最低賃金の公定
十四、最低賃金の公定
十五、最低賃金の公定
十六、最低賃金の公定
十七、最低賃金の公定
十八、最低賃金の公定
十九、最低賃金の公定
二十、最低賃金の公定
二十一、最低賃金の公定
二十二、最低賃金の公定
二十三、最低賃金の公定
二十四、最低賃金の公定
二十五、最低賃金の公定
二十六、最低賃金の公定
二十七、最低賃金の公定
二十八、最低賃金の公定
二十九、最低賃金の公定
三十、最低賃金の公定
三十一、最低賃金の公定
三十二、最低賃金の公定
三十三、最低賃金の公定
三十四、最低賃金の公定
三十五、最低賃金の公定
三十六、最低賃金の公定
三十七、最低賃金の公定
三十八、最低賃金の公定
三十九、最低賃金の公定
四十、最低賃金の公定
四十一、最低賃金の公定
四十二、最低賃金の公定
四十三、最低賃金の公定
四十四、最低賃金の公定
四十五、最低賃金の公定
四十六、最低賃金の公定
四十七、最低賃金の公定
四十八、最低賃金の公定
四十九、最低賃金の公定
五十、最低賃金の公定
五十一、最低賃金の公定
五十二、最低賃金の公定
五十三、最低賃金の公定
五十四、最低賃金の公定
五十五、最低賃金の公定
五十六、最低賃金の公定
五十七、最低賃金の公定
五十八、最低賃金の公定
五十九、最低賃金の公定
六十、最低賃金の公定
六十一、最低賃金の公定
六十二、最低賃金の公定
六十三、最低賃金の公定
六十四、最低賃金の公定
六十五、最低賃金の公定
六十六、最低賃金の公定
六十七、最低賃金の公定
六十八、最低賃金の公定
六十九、最低賃金の公定
七十、最低賃金の公定
七十一、最低賃金の公定
七十二、最低賃金の公定
七十三、最低賃金の公定
七十四、最低賃金の公定
七十五、最低賃金の公定
七十六、最低賃金の公定
七十七、最低賃金の公定
七十八、最低賃金の公定
七十九、最低賃金の公定
八十、最低賃金の公定
八十一、最低賃金の公定
八十二、最低賃金の公定
八十三、最低賃金の公定
八十四、最低賃金の公定
八十五、最低賃金の公定
八十六、最低賃金の公定
八十七、最低賃金の公定
八十八、最低賃金の公定
八十九、最低賃金の公定
九十、最低賃金の公定
九十一、最低賃金の公定
九十二、最低賃金の公定
九十三、最低賃金の公定
九十四、最低賃金の公定
九十五、最低賃金の公定
九十六、最低賃金の公定
九十七、最低賃金の公定
九十八、最低賃金の公定
九十九、最低賃金の公定
百、最低賃金の公定

申込書

賛同之上加盟仕候也

會御中

汎勞會

東京市麴町區内幸町一ノ五

會則

一、會を稱する
二、會の綱領を實行するを目的とする
三、本會は全國の男女勞働者を以て組織する
四、本會は本部を支部を各地に置く
五、本會の目的を團結の爲めには最後まで强固なる
六、會費は一ヶ月金拾錢を會費として前納するものとする
七、會員一名の紹介を以て原籍住所姓名年月日職業
八、本會の名譽を毀損し又は會員たるの體面を保
九、本會の目的を認めたるときは支部長の申出により幹
十、拾名(内三名は當選常任)顧問貳名支部長若干名支
十一、拾名に各一名)會計(本部支部各貳名)を置き
十二、但し再選を妨げず
十三、一回大會を開催し必要により臨時大會を隨時に
十四、催すことあるべし
十五、則及支部規定は別に之を定む

協調會 第　号